

政令第 号

航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、航空法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（航空法施行令の一部改正）

第一条 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「第五十九条第一項第一号」を「第五十九条第一号」に改める。

別表中「第七条」を「第八条」に改め、同表福井空港に係る項中「航空交通管制圏及びこれ」を「航空交通情報圏」に改める。

（航空法関係手数料令の一部改正）

第二条 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中

法第十条第五項各号に掲げる航空機以外の

イ 法第十条第五項第一号から第四号まで

航空機

を

に掲げる航空機以外の航空機

に、

「二千七百三十キログラム」を「三千百七十五キログラム」に、「三十七万八千円」を「四十七万五千円」に、

法第十条第五項各号に掲げる航空機（同条第六項各号に掲げる航空機を除く。）

を

ロ 法第十条第五項第一号から第三号までに掲げる航空機（同条第六項各号に掲げる航空機を除く。）

に、

「五千五百円」を「七千円（電子証明申請の場合にあつては、六千九百円）」に、

法第十条第六項各号に掲げる航空機

三千八百円（電子証明申請の場合にあつては、三千三百五十円）

を

ハ 法第十条第五項 飛行機 最大離陸重量五千七百 単発機 三百二十七万七千円（電子証明申請

第四号に掲げる航空機

航空機	回転翼	キログラム以下のもの	
十五キログラム以下の	最大離陸重量三千七百七	単発機	多発機
の場合にあつては、三百二十七万九	額 三百二十八万二百円（電子証明申請 の場合にあつては、三百二十七万九	の 場合にあつては、三百二十七万二 百円）	の 場合にあつては、三百二十七万二 百円） 六百五十六万八千六百円（電子証明 申請の場合にあつては、六百五十六 万八千二百円）
	ラムを超えるもの 最大離陸重量五千七百キログ ラムを超えるもの		六 百五十六万八千六百円（電子証明 申請の場合にあつては、六百五十六 万八千二百円）に、五千七百キログ ラムを超える五千七百キログラムご とに四十四万八千九百円を加算した

	滑空機	<p>もの</p> <p>最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの</p>	多発機	<p>千八百円)</p> <p>六百五十七万七千八百円 (電子証明申請の場合にあつては、六百五十七万七千四百円)</p> <p>六百五十七万七千八百円 (電子証明申請の場合にあつては、六百五十七万七千四百円)</p> <p>グラムごとに四十五万五千七百円 (電子証明申請の場合にあつては、四十五万五千六百円) を加算した額</p> <p>百五十六万千三百円 (電子証明申請の場合にあつては、百五十六万九百</p>
	動力滑空機			

に

改め、同表第二号中

その型式の設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他の行為

を

イ その型式の設計について国際民間航空条約の締約国たる外国が型式証明その他

に、

二 法第十条第六項各号に掲げる航空機	飛行船	その他の滑空機	円)
		百二十四万四千九百円（電子証明申請の場合にあつては、百二十四万四千五百円） 六百四十一万四千六百円（電子証明申請の場合にあつては、六百四十一万四千二百円） 三千八百円（電子証明申請の場合にあつては、三千三百五十円）	

をした航空機

の行為をした航空機

「二千七百二十キログラム」を「三千百七十五キログラム」に、「五千八百円」を「七千三百円」に、

その他の航空機

飛行機

最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの

単発機

三百八十五万二千二百円

多発機

七百七十三万六千九百円

を

ロ 法第二十条第一

項第一号の能力に

ついて同項の認定

を受けた者が型式

証明に係る設計及

び設計後の検査を

した航空機

飛行機 最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの

単発機

三百六十万二千九百円（電子証明申請の場合にあつては、三百六十万二千八百円）

多発機

七百三万三千九百円（電子証明申請の場合にあつては、七百三万三千八百円）

最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの

七百三万三千九百円（電子証明申請の場合にあつては、七百三万三千八百円）

最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの

七百三万三千九百円（電子証明申請の場合にあつては、七百三万三千八百円）

最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの

七百三万三千九百円（電子証明申請の場合にあつては、七百三万三千八百円）

最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの

七百三万三千九百円（電子証明申請の場合にあつては、七百三万三千八百円）

最大離陸重量五千七百キログラム以下のもの

七百三万三千九百円（電子証明申請の場合にあつては、七百三万三千八百円）



ハ その他の航空機							
飛行機		飛行船		滑空機			
最大離陸重量五千七百 キログラム以下のもの				動力滑空機			
多発機	単発機	その他の滑空機					
七百七十三万六千九百円	三百八十五万二千二百円	千二百円 請の場合にあつては、六百七十万四 千二百円)		百三十四万四 百円（電子証明申請の場 合にあつては、百三十万三 百円）		百六十一万六千八百円（電子証明申 請の場合にあつては、百六十一万六 千七百円）	
						算した額 ログラムを超える三千百七十五キロ グラムごとに四十六万二千二百円を加	

「三十七万五千八百円」を「四十七万二千九百円」に改め、同表第三号を次のように改める。

<p>三 法第十イ 国土交 六条第一 項の修理 改造検査 を受けよ うとする 者</p>	<p>国土交 通省令で 定める大 修理又は 大改造を する場合</p>	<p>(1) 法第二十 条第一項第 一号の能力 について同 項の認定を 受けた者が 修理改造検 査に係る設 計及び設計 後の検査を した航空機</p>	<p>飛行機</p>	<p>最大離陸重量 五千七百キロ グラム以下の もの</p>	<p>単発機</p>	<p>四万六千五百円（電子情報処 理組織により検査を申請する 場合（以下「電子検査申請の 場合」という。）にあつては 、四万六千四百円）</p>
			<p>回転翼</p>	<p>最大離陸重量 百キログラムを超え るもの</p>	<p>多発機</p>	<p>九万二千五百円 九万二千五百円に、五千七百 キログラムを超える五千七百 キログラムごとに一万円を加 算した額</p>
			<p>航空機</p>	<p>最大離陸重量 三千百七十五</p>	<p>単発機</p>	<p>四万六千九百円 九万三千円（電子検査申請の</p>

飛行船	滑空機		下のもの	キログラム以下のもの
	動力滑空機	その他の滑空機		
九万千百円（電子検査申請の	五万四千円（電子検査申請の場合にあつては、五万三千九百円）	五万三千円	九万三千円（電子検査申請の場合にあつては、九万二千九百円）に、三千百七十五キログラムを超える三千百七十五キログラムごとに五千三百円を加算した額	場合にあつては、九万二千九百円）

				(2) その他の航空機		
				飛行機		
				最大離陸重量 五千七百キロ		
				グラム以下のもの		
				最大離陸重量五千七百		
				百キログラムを超えるもの		
				るもの		
				最大離陸重量 三千七百七十五		
				キログラム以下のもの		
				単発機		
				多発機		
				四万八千八百円		場合にあっては、九万千円)
				九万六千三百円		
				四万九千三百円		
				九万六千八百円		
				を加算した額		
				キログラムごとに一万千円		



		修理改造検査に係る設計及び設計後の検査をした航空機		回転翼航空機	
滑空機				最大離陸重量 三千百七十五 キログラム以 下のもの	るもの
動力滑空機		最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの		単発機	加算した額
				多発機	キログラムごとに千三百円を 加算した額
					四万九千二百円
					五万三千二百円に、三千百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムごとに五百九十円（電子検査申請の場合にあつては、五百六十円）を加算した額
					四万九千二百円

		(2) 航空機 その他の	
		飛行機	飛行船
もの	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	最大離陸重量五千七百キログラム以下の多発機	その他の滑空機
	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの	単発機	
	五万六千五百円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに千四百円を	五万六千五百円	四万八千三百円（電子検査申請の場合にあつては、四万八千二百円）
		四万二千二百円	五万三千三百円（電子検査申請の場合にあつては、五万二千二百円）

滑空機		航空機		回転翼	
その他の滑空機	動力滑空機	最大離陸重量三千百七十五キログラムを超えるもの	最大離陸重量三千百キログラム以下のもの	単発機	加算した額
				多発機	
五万千百円	五万二千六百円	十円（電子検査申請の場合にあつては、五百六十円）を加算した額	五万七千円	四万二千七百円	

飛行船

五万六千百円

別表第一第五号中

初めて認定を申請する場合

その他の場合

を

イ 初めて認定を申請する場合

ロ その他の場合

に改める。

別表第二第一号中「二千七百三十キログラム」を「三千百七十五キログラム」に、「八千九百円（電子情報処理組織により証明又は検査を申請する場合にあつては、八千八百円）」を「二万二千二百円」に改める。

（地方税法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

一 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の三十九

二 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）第一条

三 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第十三条第五項第

- 四 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条第九項
- 五 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六百六十七条の五第二号イ
- 六 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十七条第一項第二号
- 七 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第四十二号ホ

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百十九条の見出しを「（航空交通管制部の名称、位置及び所掌事務）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 各航空交通管制部は、その管轄区域に応じ、法第四十条第一項に規定する事務を分掌する。ただし、空域における航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定、交通量の監視及び調整その他の航空交通の管理に関する事務は、その全部を福岡航空交通管制部が分掌する。

第二百二十条第一項中「各航空交通管制部に、」を「福岡航空交通管制部に次長二人を、東京航空交通管制部及び那覇航空交通管制部に」に改める。

#### 附 則

この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

## 理由

航空法の一部を改正する法律の施行に伴い、福井空港について、航空交通情報圏に接続する進入管制区に係る進入管制業務を防衛庁長官に委任することとする等関係政令の規定について所要の整備を行う等の必要があるからである。